

秘

海底電線および通商航海条約問題について

(二七、二、六)

一 平和条約第四条(ロ)に規定する海底電線の分割の問題及び第十二条(ロ)にいわゆる通商航海条約締結交渉の問題については、昨秋の日韓両国間の了解では、今回の会議において討議開始の時期等につき話し合うこととなつてゐる。

二 海底電線については、先方の希望があれば本会期中に取上げる用意があるが、他に討議事項が多いから後廻しにすることを提案する予定である。

三 通商航海条約締結交渉については、わが方としては両国間の国交確立後、領事館等が開設され韓国の国内法令等について充分研究を盡した後、完全なものを作りたき希望にて、交渉開始時期は概ね八月以降と予定してゐる。もつとも右締結に至るまでの間の暫定取極(平和条約第十二条(ロ))については日韓友好条約において規定するよう措置する方針である。